

平成17年(ワ)第87号、平成18年(ワ)第16号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原告ら 山田稔 外22名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面(46)

— 「精度の高い鑑定が行える蓋然性」の主張立証がないこと —

平成21年5月7日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畠 中 鐵



同 弁護士 山 岸



被告訴訟復代理人弁護士 大 塚 陽



同 弁護士 辻 崇



第1 緒論

1 原告らは、前回期日（平成21年3月26日）において、「原告側で抗体を用意するので、再鑑定をお願いしたい」（第11回弁論準備手続調書）と述べ、これを受けた貴庁は、「再鑑定の必要性と精度の高い鑑定を行える蓋然性を原告側において主張せよ」との訴訟指揮を行い、原告らは、4月末

までに、「再鑑定の必要性や精度の高い鑑定が行える蓋然性」（同調書）について立証する旨を約した。

2 すなわち、原告らは、再鑑定実施のための必要条件である

①「再鑑定の必要性」

及び

②原告側で作製した抗体を用いることにより、被告側で作製した抗体（以下、「被告提供抗体」という）を用いた本件鑑定よりも「精度の高い鑑定が行える蓋然性」

について、それぞれ具体的に立証するため、1か月間の猶予を乞い、立証提出期限として自ら4月末日を設定し、これに基づき今般提出されたものが、2009年4月30日付「原告準備書面（24）」ということである。

3 ①「再鑑定の必要性」が欠缺することについては、被告がこれまで既に数次にわたり主張立証しているところであるが、原告準備書面（24）をみると、原告らの新規の主張は特段見受けられない。

4 ②「精度の高い鑑定が行える蓋然性」、すなわち、「原告において、被告提供抗体よりも性能の高い抗体が提供できる具体的かつ確実な根拠」についても、原告準備書面（24）は、わずかな記載を付すのみで、その実は前回期日（平成21年3月26日）における原告ら発言の單なる繰り返しに過ぎないものであるが、若干釈明を試みたとおぼしき記載部分も見受けられる。

5 そこで、原告準備書面（24）に対する反論として、被告は、本準備書面において、主にこの点を中心に意見を述べるものである。

第2 「精度の高い鑑定が行える蓋然性」の主張立証がないこと

1 緒 論

- (1) 原告らは、前回期日（平成21年3月26日）において、「原告側で抗体を用意するので、再鑑定をお願いしたい」（第11回弁論準備手続調書）と述べ、「被告提供抗体よりも性能の高い抗体が準備できるため、被告提供抗体により実施された本件鑑定よりも『精度の高い鑑定』が実施できる」旨を述べた。
- (2) しかしながら、今般提出された「精度の高い鑑定が行える蓋然性」に関する原告準備書面（24）を仔細に検討しても、原告らは、「原告において、被告提供抗体よりも性能の高い抗体が提供できる」ことについて、具体的な主張や合理的根拠を一切提示しておらず、むしろ、自らの主張や論拠についての具体的立証を放棄したと見うる状況にあるから、原告らの言う「精度の高い鑑定が行える蓋然性」なるものは全く存在しないものと言わなければならぬ。

2 原告らの「精度の高い鑑定が行える蓋然性」に関する記載には何らの合理的根拠も見出せないこと

- (1) 高性能な抗体の作製には困難を伴うこと
- ア 原告らは、「原告側で抗体を用意して再鑑定のために提供」（原告準備書面（24）4頁6ないし7行目）できるとする「被告提供抗体よりも性能の高い抗体」なるものについて、「再鑑定により最終的な結果を引き出すためには、従来の抗体に比べ、より検出感度（力値）が高」（同頁3ないし4行目）い抗体を用意することが不可欠であると述べている。
- イ したがって、原告らが意図する「信頼できる専門業者に（作製を）委託」（同頁10ないし11行目）して「抗体作成に使用する抗原」（同

頁8行目）とは、当然、「部分的な疑似タンパク（ペプチド）」などではなく、「活性のあるタンパク」であるものと思料する。

ウ しかしながら、被告所属の研究者によれば、「カラシナディフェンシンの活性抗原を作製し、これに対する抗体を作製し、被告提供抗体の感度をはるかに凌駕するものを作り上げるには、高度の研究環境と高度の専門性を有する研究員が確保できることを前提としても、試行錯誤を含めた長期の期間が必要であり、原告ら提示の期間の少なくとも2倍超の期間を要すると思われる」、とのことである。

エ 「被告提供抗体よりはるかに性能が高い抗体ができる」と根拠もなく言うことはた易いものといえる。

オ しかしながら、現実の成果として被告提供抗体を凌駕する高性能な抗体を作り上げるのは、至難の技といえるのである。

（2）膨大な時間を無駄にする危険性

ア さらに、「現実の成果として被告提供抗体を凌駕する抗体を作り上げられたか否か」が判明するのは、原告らの言い分を前提としても最低7か月（被告所属の研究者の予測によっては1年半以上）経過した後、作製した抗体の検出感度を検査測定した後ということになる。

イ 上記期間を経過した後、出来上がった抗体の検出感度を測定してみたところ、原告らの予告どおり「被告提供抗体を凌駕する高性能な抗体」であれば格別、被告提供抗体よりもはるかに感度の劣る抗体であった場合、この間全く無駄な期間を徒過したことになるのである。

（3）原告らの無責任な記載

ア また、原告らが試みる「原告らにおいて、被告提供抗体よりも性能の高い抗体が提供できる具体的かつ確実な根拠」なるものの記載は、

インターネット等で検索した情報をもとに、「ディフェンシンにまつわる本件鑑定が如き先例のない実験に用いるような高い性能の求められる抗体」とは異なる「一般的な実験を想定した抗体」を民間の研究機関で作製することを前提として、「一般的な実験を想定した情報」を抽象的に書き連ねただけのものであることが優に推認される。

イ このことは、「被告提供抗体よりも性能の高いディフェンシン抗体」を作製できるとしつつ、具体的な業者名を一切掲記せず、また、当該業者から所要の性能を備えた抗体完成を請け負う旨の確認ないし保証も取得していないことから明らかである。

ウ 故に、原告らの準備書面記載の主張が、「通常」こうであるとか、「要するとされている」(原告準備書面(24)4頁12行目及び16行目)であるとか、伝聞に基づく概括的で無責任な記載にとどまったものであると考えられる。

エ このように、原告らは、具体的な主張や合理的根拠を一切提示しておらず、むしろ、自らの主張や論拠についての具体的立証を放棄したと見うる状況にあるのである。

(4) これまでの原告らの訴訟追行態度と被告の懸念

ア なお、原告らは、本件訴訟において、本件鑑定実験につき「農業高校でもできる簡単な実験だ」などと平然と主張していた前歴もあり、確固たる知見に基づかず、思いつきの主張を臆面もなく展開する傾向があることは、貴庁においても職務上顕著であるものと思料する。

イ 被告としては、前記各状況を勘案するに、「被告提供抗体よりはるかに性能が高い抗体を、わずかな費用と時間で作製できる」という今般の原告らの主張も、前記前歴同様、信用の基礎を欠くべきものと考え

ざるを得ないところなのである。

(5) 合理的根拠の不存在

以上の各事実及び諸事情から明らかに、「精度の高い鑑定が行える蓋然性」に関する原告準備書面（24）の各記載には、いずれも何らの合理的根拠も存在しないものと言わざるを得ない。

3 小 括

したがって、今般の原告準備書面（24）を子細に検討しても、「精度の高い鑑定が行える蓋然性」についての有効な主張立証は、何一つ提出されていないものといえるのである。

第3 再鑑定実施の必要性・合理性の不存在

1 訴訟手続と科学的真実の探求との異同

(1) 本件鑑定は、訴訟物たる「不法行為に基づく損害賠償請求権」の存否を立証するための訴訟上の手段・手続の一環として、一方当事者の迅速な裁判を受ける権利（憲法37条1項。同項の趣旨は、「裁判の迅速化に関する法律」の制定や裁判の迅速化に関する民事訴訟法上の各規定等を通じて、民事訴訟にも及ぶものである）の保障を前提として行われるべきものである。

(2) すなわち、当該鑑定は、訴訟という時間的制約をはじめとする諸制約を前提としたものなのであるから、科学的真実の探求などとはおよそ趣旨を異にするものである。

2 本件訴訟の経緯と現状

(1) 原告らによる不誠実な訴訟提起の疑念

ア こうした訴訟手続に内在する制約に関する議論は別論としても、本

件は、「ディフェンシンが常時大量に漏出して、耐性菌が出現し、植物、動物、さらには人類に悪影響を与えたことにより精神的苦痛を受け、かかる損害を、被告が、故意又は過失による違法行為によって惹起した」などという原告らの主張の真否が問題となっているものである。

イ しかしながら、原告らにおいては、「ディフェンシンが常時大量に漏出し」たことについて、未だ全く立証がなされていない状況にある。

ウ それどころか、原告らは、自らの請求の正当性を基礎づける立証方法について、訴訟提起から優に3年以上が経過（本件原告らのうちの複数名が貴庁に対してなした「被告は被告北陸センターにおいてディフェンシン遺伝子を組み込ませた稻を試験作付けしてはならない」旨の仮処分申立（新潟地方裁判所高田支部平成17年(ヨ)第9号。申立日は、平成17年6月24日）から約4年が経過）した現在になってなお、模索途上であるというのである。

エ 以上からすれば、原告らは、当初より証明可能な程度の真実性を持ち合わせることなく、不当訴訟とも言うべき形で、本件訴訟を無責任に提起したのではないか、とすら疑われるところなのである。

（2） 本件訴訟の現状

ア 本件訴訟の現状の評価

さらに、本件訴訟の現状であるが、

（ア） 既に被告が実施した黒田実験（乙19、25）及びこれを不服として原告らのイニシアティブによって行われた京都大学（佐藤教授）による本鑑定実験を適正に終了している以上（鑑定嘱託機関及び実験設計とともに原告らの要望どおりに行われており、しかも、原告らが前々回期日（平成21年2月12日）に提出した立証妨害の主張

も前回期日（平成21年3月26日）に撤回されていることから、本件鑑定が適正に終了した点につき、原告らとしては不服を申し述べる余地がない）、つまるところ、原告らは、本件鑑定結果が単に自己の意に沿わないために不服を述べているに過ぎないのである、

- (イ) 原告らは、自己の意に沿わない鑑定結果を“なかつたもの”とするために、より精度の高い再鑑定が可能であるなどと愁訴しながらも、前回期日（平成21年3月26日）より1か月以上の準備期間を空費して、なお「原告らにおいて、被告提供抗体よりも性能の高い抗体が提供できるか否か」についての具体的な立証を一切放棄している状況である、
- (ウ) 仮に、原告らの「被告提供抗体よりも性能の高い抗体が提供できる」との無責任な言に依拠し、原告らによる抗体の作製を許し、手続の更なる進行を図るならば、結果として抗体の作製自体ができないか、できたとしても被告提供抗体よりも性能の劣る抗体しか作製できること、あるいは原告らの提示する所要期間の数倍にも及ぶ長期間を要することになることは明らかであり、この場合に空費した膨大な時間により、一方当事者の迅速な裁判を受ける権利（憲法37条1項等）を違法に侵害することが明らかである、
- という状況にあるとしか評価し得ないところである。

イ 現在も続く審理の空軸

- (ア) 前々回期日において原告らが突如提出した「証明妨害」なる主張も前回期日に理由なく撤回されているところであり、かかる前歴に従せば、本件鑑定結果を不服とする原告らの愁訴全般は、およそ具体的根拠に基づくものとは考えがたいところであった。

- (イ) しかるに、前々回の「証明妨害」なる愁訴に引き続き、「原告らにおいて、被告提供抗体よりも性能の高い抗体が提供できるし、そのための具体的根拠も提示できる。かかる具体的根拠提示のための準備期間としては 1 か月もあれば十分である」等といった原告らの無責任な言に翻弄され、本件訴訟は、さらに 1 か月半もの時間を空費する結果となった。
- (ウ) 以上のような原告らの誠実とは言い難い訴訟活動により、最終的鑑定結果（鑑定嘱託先機関作成にかかる平成 20 年 11 月 17 日付「鑑定嘱託書について（回答）」参照）が出されてから合計約 6 か月もの時間が、無意味に徒過する状況に陥っている。

3 再鑑定実施に伴う憲法違反

- (1) 本件訴訟における前記の経緯や上記の現状に照らせば、本件訴訟における再鑑定の実施は、不誠実かつ不当な訴訟を提起しながら模索的証明を行うことによって訴訟遂行を取り繕おうとする原告らを不当に利する反面、誠実な訴訟追行に徹してきた被告に過大な応訴の負担を強いるものである。
- (2) このような事態は、正義公平・訴訟上の信義則（民事訴訟法 2 条等）に著しく反し、また被告の迅速な裁判を受ける権利（憲法 37 条 1 項等）を侵害するものとして、およそ許されるべきものではない。

4 小括

以上の事実、経緯及び原告らの本件訴訟活動の前歴、さらに本件に顕れた弁論の全趣旨からすれば、原告らが執拗に求める再鑑定は、要すれば「本件鑑定は、自らの意に沿わない結果が出た点で不服であるから、やり直しを求める」という愁訴によるものに過ぎず、実施すべき何らの必要性・合

理性も存在し得ないことは、もはや明白なのである。

第4 結論

以上より、再鑑定実施のための必須条件であった②「精度の高い鑑定が行える蓋然性」、すなわち、「原告らにおいて、被告提供抗体よりも性能の高い抗体が提供できる具体的かつ確実な根拠」については、原告準備書面（24）を子細に検討しても何一つ明らかにされておらず、かつ、これまでの経緯や現状に照らし、実質的にも再鑑定を実施すべからざることは明らかなのであって、本件が「訴訟が裁判をするのに熟したとき」（民事訴訟法243条1項）に該当することも明らかであるから、貴庁におかれでは、速やかに本件訴訟を口頭弁論手続に移行するとともに、口頭弁論を終結し、本請求を棄却する旨の判断を早急に下されたく、本書を以て強く申し出るものである。

以上